

令和5年5月31日  
 子ども・若者部  
 保育認定・調整課  
 保 育 課

## 世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例

### 1 主旨

こども家庭庁の設置に伴い、今般関係法令が改正されたため、各条例の一部を改正する条例案を、令和5年区議会第2回定例会に提案する。

### 2 該当条例

- (1) 世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例
- (2) 世田谷区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例等
- (3) 世田谷区保育料条例
- (4) 世田谷区教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定並びに保育所等の利用調整等に関する条例
- (5) 世田谷区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準等に関する条例

### 3 主な改正内容

	条例名	主な改正内容
(1)	世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例	厚生労働省令の改正に伴い、「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」又は「内閣総理大臣」へ変更するとともに規定の整備を図る。
(2)	世田谷区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例等	厚生労働省令の改正に伴い、「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」へ、「省令」を「設備運営基準」へ変更する。
(3)	世田谷区保育料条例	
(4)	世田谷区教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定並びに保育所等の利用調整等に関する条例	子ども・子育て支援法第19条第2項の削除に伴い、「第19条第1項」を「第19条」へ変更する。
(5)	世田谷区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準等に関する条例	子ども・子育て支援法第19条第2項の削除に伴い、「第19条第1項」を「第19条」へ変更するとともに、学校教育法第25条第2項及び第3項の追加に伴い、「第25条」を「第25条第1項」に変更する。

### 4 改正案

別紙1から別紙5までの新旧対照表(案)のとおり

### 5 施行予定日

公布の日

### 6 今後のスケジュール(予定)

令和5年6月 令和5年第2回区議会定例会(改正条例案の提案)

## 世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例	○世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例
第1条～第12条（略） （食事）	第1条～第12条（略） （食事）
第13条 児童福祉施設（助産施設を除く。以下この項において同じ。）は、入所者に食事を提供するときは、当該児童福祉施設内で調理する方法（ <u>第8条第1項</u> の規定により当該児童福祉施設の調理室を兼ねる他の社会福祉施設の調理室で調理する方法を含む。）により行わなければならない。	第13条 児童福祉施設（助産施設を除く。以下この項において同じ。）は、入所者に食事を提供するときは、当該児童福祉施設内で調理する方法（ <u>第8条</u> の規定により当該児童福祉施設の調理室を兼ねる他の社会福祉施設の調理室で調理する方法を含む。）により行わなければならない。
2 児童福祉施設は、入所者に食事を提供するに当たっては、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所者の身体的状況及び嗜好（し）好を考慮するとともに、可能な限り変化に富み、入所者の健全な発育に必要な栄養量を含む献立によらなければならない。	2 児童福祉施設は、入所者に食事を提供するに当たっては、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所者の身体的状況及び嗜好（し）好を考慮するとともに、可能な限り変化に富み、入所者の健全な発育に必要な栄養量を含む献立によらなければならない。
3 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。ただし、少数の児童を対象として家庭的な環境の下で調理する場合は、この限りでない。	3 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。ただし、少数の児童を対象として家庭的な環境の下で調理する場合は、この限りでない。
4 児童福祉施設は、児童の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。	4 児童福祉施設は、児童の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。
第14条（略） （入所者及び職員の健康診断）	第14条（略） （入所者及び職員の健康診断）
第15条 乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設は、当該施設の設置者が入所中の児童に係る <u>子ども家庭庁長官</u> が定める給付金の支給を受けたときは、当該給付金として支払を受けた金銭を規則で定めるところにより管理しなければならない。	第15条 乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設は、当該施設の設置者が入所中の児童に係る <u>厚生労働大臣</u> が定める給付金の支給を受けたときは、当該給付金として支払を受けた金銭を規則で定めるところにより管理しなければならない。
第16条～第26条（略） （乳児院の長の資格等）	第16条～第26条（略） （乳児院の長の資格等）

改正後	改正前
<p>第27条 乳児院の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、<u>こども家庭庁長官</u>が指定する者が行う乳児院の運営に必要な知識を習得するための研修を受講した者であって、人格が高潔で識見が高く、乳児院を適切に運営する能力を有するものでなければならない。</p> <p>(1) 医師（小児保健に関して学識経験を有する者に限る。）</p> <p>(2) 社会福祉士の資格を有する者</p> <p>(3) 乳児院の職員として3年以上勤務した者</p> <p>(4) 区長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、規則で定める基準を満たすもの</p> <p>2 乳児院の長は、2年に1回以上、<u>こども家庭庁長官</u>が指定する者が行う資質向上のための研修を受講するものとする。</p>	<p>第27条 乳児院の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、<u>厚生労働大臣</u>が指定する者が行う乳児院の運営に必要な知識を習得するための研修を受講した者であって、人格が高潔で識見が高く、乳児院を適切に運営する能力を有するものでなければならない。</p> <p>(1) 医師（小児保健に関して学識経験を有する者に限る。）</p> <p>(2) 社会福祉士の資格を有する者</p> <p>(3) 乳児院の職員として3年以上勤務した者</p> <p>(4) 区長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、規則で定める基準を満たすもの</p> <p>2 乳児院の長は、2年に1回以上、<u>厚生労働大臣</u>が指定する者が行う資質向上のための研修を受講するものとする。</p>
<p>第28条～第34条 (略)</p> <p>(母子生活支援施設の長の資格等)</p>	<p>第28条～第34条 (略)</p> <p>(母子生活支援施設の長の資格等)</p>
<p>第35条 母子生活支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、<u>こども家庭庁長官</u>が指定する者が行う母子生活支援施設の運営に必要な知識を習得するための研修を受講した者であって、人格が高潔で識見が高く、母子生活支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。</p> <p>(1) 医師（精神保健又は小児保健に関して学識経験を有する者に限る。）</p> <p>(2) 社会福祉士の資格を有する者</p> <p>(3) 母子生活支援施設の職員として3年以上勤務した者</p> <p>(4) 区長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、規則に定める基準を満たすもの</p>	<p>第35条 母子生活支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、<u>厚生労働大臣</u>が指定する者が行う母子生活支援施設の運営に必要な知識を習得するための研修を受講した者であって、人格が高潔で識見が高く、母子生活支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。</p> <p>(1) 医師（精神保健又は小児保健に関して学識経験を有する者に限る。）</p> <p>(2) 社会福祉士の資格を有する者</p> <p>(3) 母子生活支援施設の職員として3年以上勤務した者</p> <p>(4) 区長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、規則に定める基準を満たすもの</p>
<p>2 母子生活支援施設の長は、2年に1回以上、<u>こども家庭庁長官</u>が指定する者が行う資質向上のための研修を受講するものとする。</p>	<p>2 母子生活支援施設の長は、2年に1回以上、<u>厚生労働大臣</u>が指定する者が行う資質向上のための研修を受講するものとする。</p>
<p>第36条～第44条 (略)</p> <p>(保育の内容)</p>	<p>第36条～第44条 (略)</p> <p>(保育の内容)</p>

改正後	改正前
<p>第45条 保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うこととし、その内容については、<u>内閣総理大臣</u>が定める指針に従うものとする。</p>	<p>第45条 保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うこととし、その内容については、<u>厚生労働大臣</u>が定める指針に従うものとする。</p>
<p>第46条～第54条 (略) (児童養護施設の長の資格等)</p>	<p>第46条～第54条 (略) (児童養護施設の長の資格等)</p>
<p>第55条 児童養護施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、<u>こども家庭庁長官</u>が指定する者が行う児童養護施設の運営に必要な知識を習得するための研修を受講した者であって、人格が高潔で識見が高く、児童養護施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。</p>	<p>第55条 児童養護施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、<u>厚生労働大臣</u>が指定する者が行う児童養護施設の運営に必要な知識を習得するための研修を受講した者であって、人格が高潔で識見が高く、児童養護施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。</p>
<p>(1) 医師（精神保健又は小児保健に関して学識経験を有する者に限る。） (2) 社会福祉士の資格を有する者 (3) 児童養護施設の職員として3年以上勤務した者 (4) 区長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、規則で定める基準を満たすもの</p>	<p>(1) 医師（精神保健又は小児保健に関して学識経験を有する者に限る。） (2) 社会福祉士の資格を有する者 (3) 児童養護施設の職員として3年以上勤務した者 (4) 区長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、規則で定める基準を満たすもの</p>
<p>2 児童養護施設の長は、2年に1回以上、<u>こども家庭庁長官</u>が指定する者が行う資質向上のための研修を受講するものとする。</p>	<p>2 児童養護施設の長は、2年に1回以上、<u>厚生労働大臣</u>が指定する者が行う資質向上のための研修を受講するものとする。</p>
<p>(7) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める基準を満たすこと。</p>	<p>(7) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める基準を満たすこと。</p>
<p>第56条～第62条 (略) (職員)</p>	<p>第56条～第62条 (略) (職員)</p>
<p>第63条 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童（以下「自閉症児」という。）を除く。次項において同じ。）を入所させる福祉型障害児入所施設は、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる施設にあつては第4号の栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては第5号の調理員を置かないことができる。</p>	<p>第63条 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童（以下「自閉症児」という。）を除く。次項において同じ。）を入所させる福祉型障害児入所施設は、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる施設にあつては第4号の栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては第5号の調理員を置かないことができる。</p>
<p>(1) 嘱託医</p>	<p>(1) 嘱託医</p>

改正後	改正前
<p>(2) 児童指導員  (3) 保育士  (4) 栄養士  (5) 調理員</p>	<p>(2) 児童指導員  (3) 保育士  (4) 栄養士  (5) 調理員</p>
<p>(6) 児童発達支援管理責任者（障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として<u>こども家庭庁長官</u>が定めるものをいう。以下同じ。）</p>	<p>(6) 児童発達支援管理責任者（障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として<u>厚生労働大臣</u>が定めるものをいう。以下同じ。）</p>
<p>2 主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設の嘱託医は、精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。</p>	<p>2 主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設の嘱託医は、精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。</p>
<p>3 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設は、第1項に規定する職員並びに医師及び看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下この条及び第74条において同じ。）を置かななければならない。ただし、児童40人以下を入所させる施設にあっては同項第4号の栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては同項第5号の調理員を置かないことができる。</p>	<p>3 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設は、第1項に規定する職員並びに医師及び看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下この条及び第74条において同じ。）を置かななければならない。ただし、児童40人以下を入所させる施設にあっては同項第4号の栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては同項第5号の調理員を置かないことができる。</p>
<p>4 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の嘱託医については、第2項の規定を準用する。</p>	<p>4 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の嘱託医については、第2項の規定を準用する。</p>
<p>5 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の医師は、児童を対象とする精神科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。</p>	<p>5 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の医師は、児童を対象とする精神科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。</p>
<p>6 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設については、第1項の規定を準用する。</p>	<p>6 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設については、第1項の規定を準用する。</p>
<p>7 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設の嘱託医は、眼科又は耳鼻咽喉科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。</p>	<p>7 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設の嘱託医は、眼科又は耳鼻咽喉科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。</p>
<p>8 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設は、第1項に規定する職員及び看護職員を置かななければならない。</p>	<p>8 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設は、第1項に規定する職員及び看護職員を置かななければならない。</p>

改正後	改正前
<p>ただし、児童40人以下を入所させる施設にあっては同項第4号の栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては同項第5号の調理員を置かないことができる。</p>	<p>ただし、児童40人以下を入所させる施設にあっては同項第4号の栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては同項第5号の調理員を置かないことができる。</p>
<p>9 福祉型障害児入所施設は、心理指導を行う必要があると認められる児童5人以上に心理指導を行う場合にあっては心理指導担当職員を、職業指導を行う場合にあっては職業指導員を置かなければならない。</p>	<p>9 福祉型障害児入所施設は、心理指導を行う必要があると認められる児童5人以上に心理指導を行う場合にあっては心理指導担当職員を、職業指導を行う場合にあっては職業指導員を置かなければならない。</p>
<p>10 心理指導担当職員の資格については、第26条第5項の規定を準用する。</p>	<p>10 心理指導担当職員の資格については、第26条第5項の規定を準用する。</p>
<p>11 児童指導員、保育士及び看護職員の員数は、規則で定める基準を満たさなければならない。</p>	<p>11 児童指導員、保育士及び看護職員の員数は、規則で定める基準を満たさなければならない。</p>
<p>第64条～第73条 (略) (職員)</p>	<p>第64条～第73条 (略) (職員)</p>
<p>第74条 福祉型児童発達支援センター（主として難聴児を通所させる福祉型児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通所させる福祉型児童発達支援センターを除く。）は、次に掲げる職員を置かなければならない。</p>	<p>第74条 福祉型児童発達支援センター（主として難聴児を通所させる福祉型児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通所させる福祉型児童発達支援センターを除く。）は、次に掲げる職員を置かなければならない。</p>
<p>(1) 嘱託医</p>	<p>(1) 嘱託医</p>
<p>(2) 児童指導員</p>	<p>(2) 児童指導員</p>
<p>(3) 保育士</p>	<p>(3) 保育士</p>
<p>(4) 栄養士</p>	<p>(4) 栄養士</p>
<p>(5) 調理員</p>	<p>(5) 調理員</p>
<p>(6) 児童発達支援管理責任者</p>	<p>(6) 児童発達支援管理責任者</p>
<p>(7) 機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。第8項において同じ。）（日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合に限る。）</p>	<p>(7) 機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。第8項において同じ。）（日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合に限る。）</p>
<p>(8) 看護職員（日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰（かくたん）吸引その他<del>こども家庭</del></p>	<p>(8) 看護職員（日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰（かくたん）吸引その他<del>厚生労働大</del></p>

改正後	改正前
<p><u>庁長官</u>が定める医療行為をいう。以下同じ。)を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合に限る。)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合に依り、それぞれ当該各号に定める職員を置かないことができる。</p> <p>(1) その施設が児童40人以下を通所させる施設である場合 前項第4号の栄養士</p> <p>(2) その施設が調理業務の全部を委託する施設である場合 前項第5号の調理員</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する場合 前項第8号の看護職員</p> <p>ア 医療機関等との連携により、その看護職員を福祉型児童発達支援センターに訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合</p> <p>イ 当該福祉型児童発達支援センター（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰(かくたん)吸引等（同法第2条第2項に規定する喀痰(かくたん)吸引等をいう。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰(かくたん)吸引等業務（同法第48条の3第1項に規定する喀痰(かくたん)吸引等業務をいう。）を行う場合</p> <p>ウ 当該福祉型児童発達支援センター（社会福祉士及び介護福祉士法附則第27条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為（同法附則第10条第1項に規定する特定行為をいう。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務（同法附則第27条第1項に規定する特定行為業務をいう。）を行う場合</p> <p>3 主として知的障害のある児童を通所させる福祉型児童発達支援セ</p>	<p><u>臣</u>が定める医療行為をいう。以下同じ。)を恒常的に受けことが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合に限る。)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合に依り、それぞれ当該各号に定める職員を置かないことができる。</p> <p>(1) その施設が児童40人以下を通所させる施設である場合 前項第4号の栄養士</p> <p>(2) その施設が調理業務の全部を委託する施設である場合 前項第5号の調理員</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する場合 前項第8号の看護職員</p> <p>ア 医療機関等との連携により、その看護職員を福祉型児童発達支援センターに訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合</p> <p>イ 当該福祉型児童発達支援センター（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰(かくたん)吸引等（同法第2条第2項に規定する喀痰(かくたん)吸引等をいう。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰(かくたん)吸引等業務（同法第48条の3第1項に規定する喀痰(かくたん)吸引等業務をいう。）を行う場合</p> <p>ウ 当該福祉型児童発達支援センター（社会福祉士及び介護福祉士法附則第27条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為（同法附則第10条第1項に規定する特定行為をいう。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務（同法附則第27条第1項に規定する特定行為業務をいう。）を行う場合</p> <p>3 主として知的障害のある児童を通所させる福祉型児童発達支援セ</p>

改正後	改正前
<p>ンターの嘱託医は、精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。</p>	<p>ンターの嘱託医は、精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。</p>
<p>4 主として難聴児を通所させる福祉型児童発達支援センターは、第1項各号に掲げる職員及び言語聴覚士を置かなければならない。この場合において、第2項の規定は、主として難聴児を通所させる福祉型児童発達支援センターにおける職員の配置について準用する。</p>	<p>4 主として難聴児を通所させる福祉型児童発達支援センターは、第1項各号に掲げる職員及び言語聴覚士を置かなければならない。この場合において、第2項の規定は、主として難聴児を通所させる福祉型児童発達支援センターにおける職員の配置について準用する。</p>
<p>5 主として難聴児を通所させる福祉型児童発達支援センターの嘱託医は、眼科又は耳鼻咽喉科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。</p>	<p>5 主として難聴児を通所させる福祉型児童発達支援センターの嘱託医は、眼科又は耳鼻咽喉科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。</p>
<p>6 主として重症心身障害児を通所させる福祉型児童発達支援センターは、第1項第1号から第7号までに掲げる職員及び看護職員を置かなければならない。ただし、児童40人以下を通所させる施設にあっては同項第4号の栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては同項第5号の調理員を置かないことができる。</p>	<p>6 主として重症心身障害児を通所させる福祉型児童発達支援センターは、第1項第1号から第7号までに掲げる職員及び看護職員を置かなければならない。ただし、児童40人以下を通所させる施設にあっては同項第4号の栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては同項第5号の調理員を置かないことができる。</p>
<p>7 主として重症心身障害児を通所させる福祉型児童発達支援センターの嘱託医は、内科、精神科、医療法施行令第3条の2第1項第1号ハ及びニ(2)の規定により神経と組み合わせた名称を診療科名とする診療科、小児科、外科、整形外科又はリハビリテーション科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。</p>	<p>7 主として重症心身障害児を通所させる福祉型児童発達支援センターの嘱託医は、内科、精神科、医療法施行令第3条の2第1項第1号ハ及びニ(2)の規定により神経と組み合わせた名称を診療科名とする診療科、小児科、外科、整形外科又はリハビリテーション科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。</p>
<p>8 児童指導員、保育士、機能訓練担当職員、言語聴覚士及び看護職員の員数は、規則で定める基準を満たさなければならない。</p>	<p>8 児童指導員、保育士、機能訓練担当職員、言語聴覚士及び看護職員の員数は、規則で定める基準を満たさなければならない。</p>
<p>9 第8条第2項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第1条第2項に規定する家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）をいう。）に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と福祉型児童発達支援センターに入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する職員につ</p>	<p>9 第8条第2項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第1条第2項に規定する家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）をいう。）に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と福祉型児童発達支援センターに入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する職員につ</p>



改正後	改正前
<p>いては、これら児童への保育に併せて従事させることができる。</p> <p>第75条～第81条 (略)</p> <p>(児童心理治療施設の長の資格等)</p> <p>第82条 児童心理治療施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、<u>こども家庭庁長官</u>が指定する者が行う児童心理治療施設の運営に必要な知識を習得するための研修を受講した者であって、人格が高潔で識見が高く、児童心理治療施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。</p> <p>(1) 医師（精神保健又は小児保健に関して学識経験を有する者に限る。）</p> <p>(2) 社会福祉士の資格を有する者</p> <p>(3) 児童心理治療施設の職員として3年以上勤務した者</p> <p>(4) 区長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、規則で定める基準を満たすもの</p> <p>2 児童心理治療施設の長は、2年に1回以上、<u>こども家庭庁長官</u>が指定する者が行う資質向上のための研修を受講するものとする。</p>	<p>いては、これら児童への保育に併せて従事させることができる。</p> <p>第75条～第81条 (略)</p> <p>(児童心理治療施設の長の資格等)</p> <p>第82条 児童心理治療施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、<u>厚生労働大臣</u>が指定する者が行う児童心理治療施設の運営に必要な知識を習得するための研修を受講した者であって、人格が高潔で識見が高く、児童心理治療施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。</p> <p>(1) 医師（精神保健又は小児保健に関して学識経験を有する者に限る。）</p> <p>(2) 社会福祉士の資格を有する者</p> <p>(3) 児童心理治療施設の職員として3年以上勤務した者</p> <p>(4) 区長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、規則で定める基準を満たすもの</p> <p>2 児童心理治療施設の長は、2年に1回以上、<u>厚生労働大臣</u>が指定する者が行う資質向上のための研修を受講するものとする。</p>
<p>第83条～第88条 (略)</p> <p>(児童自立支援施設の長の資格)</p> <p>第89条 児童自立支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、厚生労働省組織規則（平成13年厚生労働省令第1号）第622条に規定する人材育成センター（以下この項において「人材育成センター」という。）が行う児童自立支援施設の運営に関し必要な知識を習得するための研修又はこれに相当する研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、児童自立支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。</p> <p>(1) 医師（精神保健に関して学識経験を有する者に限る。）</p> <p>(2) 社会福祉士の資格を有する者</p> <p>(3) 児童自立支援専門員の職にあった者等児童自立支援事業に5</p>	<p>第83条～第88条 (略)</p> <p>(児童自立支援施設の長の資格)</p> <p>第89条 児童自立支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、厚生労働省組織規則（平成13年厚生労働省令第1号）第622条に規定する人材育成センター（以下この項において「人材育成センター」という。）が行う児童自立支援施設の運営に関し必要な知識を習得するための研修又はこれに相当する研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、児童自立支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。</p> <p>(1) 医師（精神保健に関して学識経験を有する者に限る。）</p> <p>(2) 社会福祉士の資格を有する者</p> <p>(3) 児童自立支援専門員の職にあった者等児童自立支援事業に5</p>

改正後	改正前
<p>年以上（人材育成センターが行う児童自立支援専門員として必要な知識及び技能を習得させるための講習の課程を修了した者にあつては、3年以上）従事した者</p> <p>（4） 区長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、規則で定める基準を満たすもの</p> <p>2 児童自立支援施設の長は、2年に1回以上、<u>こども家庭庁長官</u>が指定する者が行う資質向上のための研修を受講するものとする。</p> <p>第90条～第101条 （略）</p> <p>附則 （略）</p>	<p>年以上（人材育成センターが行う児童自立支援専門員として必要な知識及び技能を習得させるための講習の課程を修了した者にあつては、3年以上）従事した者</p> <p>（4） 区長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、規則で定める基準を満たすもの</p> <p>2 児童自立支援施設の長は、2年に1回以上、<u>厚生労働大臣</u>が指定する者が行う資質向上のための研修を受講するものとする。</p> <p>第90条～第101条 （略）</p> <p>附則 （略）</p>

## 世田谷区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○世田谷区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例 平成26年9月30日条例第35号</p> <p>第1条～第25条 (略) (保育の内容)</p> <p>第26条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。</p> <p>第27条～第51条 (略)</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第14条の改正規定は、公布の日から施行する。 (自動車を運行する場合の所在の確認に係る経過措置)</p> <p>2 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号。以下「設備運営基準」という。）第3条に規定する家庭的保育事業者等（以下「家庭的保育事業者等」という。）において設備運営基準第1条第2項に規定する利用乳幼児（以下「利用乳幼児」という。）の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車にこの条例による改正後の第8条の3第2項に規定するブザー等（以下「ブザー等」という。）を備えること及びブザー等を用いることにつき困難な事情があるときは、同項の規定にかかわらず、施行日から令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等</p>	<p>○世田谷区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例 平成26年9月30日条例第35号</p> <p>第1条～第25条 (略) (保育の内容)</p> <p>第26条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する厚生労働大臣が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。</p> <p>第27条～第51条 (略)</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第14条の改正規定は、公布の日から施行する。 (自動車を運行する場合の所在の確認に係る経過措置)</p> <p>2 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号。以下「省令」という。）第3条に規定する家庭的保育事業者等（以下「家庭的保育事業者等」という。）において省令第1条第2項に規定する利用乳幼児（以下「利用乳幼児」という。）の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車にこの条例による改正後の第8条の3第2項に規定するブザー等（以下「ブザー等」という。）を備えること及びブザー等を用いることにつき困難な事情があるときは、同項の規定にかかわらず、施行日から令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設</p>

改正後	改正前
は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。	置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

## 世田谷区保育料条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○世田谷区保育料条例 平成26年12月8日条例第54号</p> <p>第1条 (略) (定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 区立保育園 世田谷区立保育園条例(昭和27年8月世田谷区条例第13号)第1条の規定に基づき設置した保育園をいう。</p> <p>(2) 教育・保育給付認定子ども 法第20条に規定する小学校就学前子どもごとの子どものための教育・保育給付を受ける資格を有すること及びその該当する法第19条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分についての認定並びに同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当すると認められた小学校就学前子どもに係る保育必要量の認定に係る小学校就学前子どもをいう。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、この条例において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。</p> <p>第3条～第11条 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>別表第1 (略)</p> <p>別表第2 (略)</p>	<p>○世田谷区保育料条例 平成26年12月8日条例第54号</p> <p>第1条 (略) (定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 区立保育園 世田谷区立保育園条例(昭和27年8月世田谷区条例第13号)第1条の規定に基づき設置した保育園をいう。</p> <p>(2) 教育・保育給付認定子ども 法第20条に規定する小学校就学前子どもごとの子どものための教育・保育給付を受ける資格を有すること及びその該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分についての認定並びに同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当すると認められた小学校就学前子どもに係る保育必要量の認定に係る小学校就学前子どもをいう。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、この条例において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。</p> <p>第3条～第11条 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>別表第1 (略)</p> <p>別表第2 (略)</p>

## 世田谷区教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定並びに保育所等の利用調整等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○世田谷区教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定並びに保育所等の利用調整等に関する条例 平成26年9月30日条例第40号</p> <p>第1条 (略)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(教育・保育給付認定に係る申請等)</p> <p>第3条 小学校就学前子どもの保護者は、法第20条第1項の規定による小学校就学前子どもごとの子どものための教育・保育給付を受ける資格を有すること及びその該当する法第19条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分についての認定を受けようとするときは、規則で定めるところにより、区長に申請をしなければならない。</p> <p>2 区長は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る小学校就学前子どもが法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当すると認めるときは、規則で定めるところにより、当該小学校就学前子どもに係る保育必要量の認定を行うものとする。</p> <p>第4条～第7条 (略)</p> <p>附則 (略)</p>	<p>○世田谷区教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定並びに保育所等の利用調整等に関する条例 平成26年9月30日条例第40号</p> <p>第1条 (略)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(教育・保育給付認定に係る申請等)</p> <p>第3条 小学校就学前子どもの保護者は、法第20条第1項の規定による小学校就学前子どもごとの子どものための教育・保育給付を受ける資格を有すること及びその該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分についての認定を受けようとするときは、規則で定めるところにより、区長に申請をしなければならない。</p> <p>2 区長は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る小学校就学前子どもが法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当すると認めるときは、規則で定めるところにより、当該小学校就学前子どもに係る保育必要量の認定を行うものとする。</p> <p>第4条～第7条 (略)</p> <p>附則 (略)</p>

## 世田谷区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○世田谷区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準等に関する条例</p>	<p>○世田谷区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準等に関する条例</p>
<p>平成26年9月30日条例第37号</p>	<p>平成26年9月30日条例第37号</p>
<p>第1条～第3条 (略)</p>	<p>第1条～第3条 (略)</p>
<p>第4条 特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所に限る。）は、その利用定員（法第27条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数を20人以上とする。</p>	<p>第4条 特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所に限る。）は、その利用定員（法第27条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数を20人以上とする。</p>
<p>2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p>	<p>2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p>
<p>(1) 認定こども園 法第19条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分</p>	<p>(1) 認定こども園 法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分</p>
<p>(2) 幼稚園 法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分</p>	<p>(2) 幼稚園 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分</p>
<p>(3) 保育所 法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同条第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分</p>	<p>(3) 保育所 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分</p>
<p>第5条 (略)</p>	<p>第5条 (略)</p>
<p>(正当な理由のない特定教育・保育の提供の拒否の禁止等)</p>	<p>(正当な理由のない特定教育・保育の提供の拒否の禁止等)</p>
<p>第6条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。</p>	<p>第6条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。</p>
<p>2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小</p>	<p>2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲</p>

改正後	改正前
<p>学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。</p>	<p>げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。</p>
<p>3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用することができるよう、選考するものとする。</p>	<p>3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用することができるよう、選考するものとする。</p>
<p>4 前2項の規定による選考は、同項に規定する選考方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で行わなければならない。</p>	<p>4 前2項の規定による選考は、同項に規定する選考方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で行わなければならない。</p>
<p>5 特定教育・保育施設は、利用申込者に係る教育・保育給付認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。</p> <p>（あっせん、調整及び要請に対する協力）</p>	<p>5 特定教育・保育施設は、利用申込者に係る教育・保育給付認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。</p> <p>（あっせん、調整及び要請に対する協力）</p>
<p>第7条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の利用について法第42条第1項の規定により区市町村が行うあっせん及び要請に対し、協力しなければならない。</p>	<p>第7条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の利用について法第42条第1項の規定により区市町村が行うあっせん及び要請に対し、協力しなければならない。</p>
<p>2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項</p>	<p>2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項</p>



改正後	改正前
<p>において同じ。)は、法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により区市町村が行う調整及び要請に対し、協力しなければならない。</p>	<p>において同じ。)は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により区市町村が行う調整及び要請に対し、協力しなければならない。</p>
<p>(受給資格等の確認)</p>	<p>(受給資格等の確認)</p>
<p>第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間、保育必要量(法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。)等確かめるものとする。</p>	<p>第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間、保育必要量(法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。)等確かめるものとする。</p>
<p>第9条～第12条 (略)</p>	<p>第9条～第12条 (略)</p>
<p>(利用者負担額等の受領)</p>	<p>(利用者負担額等の受領)</p>
<p>第13条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供したときは、教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)から当該特定教育・保育に係る利用者負担額(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第27条第3項第2号に掲げる額をいう。)の支払を受けるものとする。</p>	<p>第13条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供したときは、教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)から当該特定教育・保育に係る利用者負担額(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第27条第3項第2号に掲げる額をいう。)の支払を受けるものとする。</p>
<p>2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、教育・保育給付認定保護者から、その特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額(法第27条第3項第1号に掲げる額をいう。次項において同じ。)の支払を受けるものとする。</p>	<p>2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、教育・保育給付認定保護者から、その特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額(法第27条第3項第1号に掲げる額をいう。次項において同じ。)の支払を受けるものとする。</p>
<p>3 特定教育・保育施設は、前2項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育</p>	<p>3 特定教育・保育施設は、前2項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育</p>

改正後	改正前
<p>に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。</p> <p>4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。</p> <p>(1) 日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用</p> <p>(2) 特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用</p> <p>(3) 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用</p> <p>ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る区市町村民税所得割合算額（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）第4条第2項第2号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。）がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供</p> <p>(ア) <a href="#">法第19条第1号</a>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育認定子ども 77,101円</p> <p>(イ) <a href="#">法第19条第2号</a>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。） 235,000円</p> <p>イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。）が同一の世帯に3人以上いる場合にそ</p>	<p>に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。</p> <p>4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。</p> <p>(1) 日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用</p> <p>(2) 特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用</p> <p>(3) 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用</p> <p>ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る区市町村民税所得割合算額（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）第4条第2項第2号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。）がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供</p> <p>(ア) <a href="#">法第19条第1項第1号</a>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育認定子ども 77,101円</p> <p>(イ) <a href="#">法第19条第1項第2号</a>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。） 235,000円</p> <p>イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。）が同一の世帯に3人以上いる場合にそ</p>

改正後	改正前
<p>れぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。）</p> <p>(ア) <a href="#">法第19条第1号</a>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者</p> <p>(イ) <a href="#">法第19条第2号</a>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者</p> <p>ウ 都道府県が児童福祉法第27条第1項第3号の規定により里親（同法第6条の4に規定する里親をいう。）に委託した<a href="#">法第19条第1号</a>又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに対する副食の提供（ア又はイに該当するものを除く。）</p> <p>エ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供</p> <p>(4) 特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、教育・保育給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>5 特定教育・保育施設は、前各項に規定する費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った教育・保育給付認定保護者に対し交付しなければならない。</p> <p>6 特定教育・保育施設は、第3項及び第4項の規定による金銭の支払を求めるときは、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに教育・保育給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、教育・保育給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項の規</p>	<p>れぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。）</p> <p>(ア) <a href="#">法第19条第1項第1号</a>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者</p> <p>(イ) <a href="#">法第19条第1項第2号</a>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者</p> <p>ウ 都道府県が児童福祉法第27条第1項第3号の規定により里親（同法第6条の4に規定する里親をいう。）に委託した<a href="#">法第19条第1項第1号</a>又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに対する副食の提供（ア又はイに該当するものを除く。）</p> <p>エ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供</p> <p>(4) 特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、教育・保育給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>5 特定教育・保育施設は、前各項に規定する費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った教育・保育給付認定保護者に対し交付しなければならない。</p> <p>6 特定教育・保育施設は、第3項及び第4項の規定による金銭の支払を求めるときは、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに教育・保育給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、教育・保育給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項の規</p>

改正後	改正前
<p>定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。</p>	<p>定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。</p>
<p>第14条 (略) (特定教育・保育の取扱方針)</p>	<p>第14条 (略) (特定教育・保育の取扱方針)</p>
<p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p>	<p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p>
<p>(1) 幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下この項において「認定こども園法」という。）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。） 幼保連携型認定こども園教育・保育要領（認定こども園法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。）</p>	<p>(1) 幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下この項において「認定こども園法」という。）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。） 幼保連携型認定こども園教育・保育要領（認定こども園法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。）</p>
<p>(2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第11項の規定による公示がされたものに限る。） 次号及び第4号に掲げる事項</p>	<p>(2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第11項の規定による公示がされたものに限る。） 次号及び第4号に掲げる事項</p>
<p>(3) 幼稚園 幼稚園教育要領（学校教育法（昭和22年法律第26号）<b>第25条第1項</b>の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。）</p>	<p>(3) 幼稚園 幼稚園教育要領（学校教育法（昭和22年法律第26号）<b>第25条</b>の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。）</p>
<p>(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の指針</p>	<p>(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の指針</p>
<p>2 前項第2号に掲げる認定こども園が特定教育・保育を提供するに当たっては、同号に定めるもののほか、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえなければならない。</p>	<p>2 前項第2号に掲げる認定こども園が特定教育・保育を提供するに当たっては、同号に定めるもののほか、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえなければならない。</p>
<p>第16条～第19条 (略)</p>	<p>第16条～第19条 (略)</p>

改正後	改正前
<p>(運営規程)</p> <p>第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。</p> <p>(1) 施設の目的及び運営の方針</p> <p>(2) 提供する特定教育・保育の内容</p> <p>(3) 職員の職種、保育士資格及び幼稚園教諭免許状の有無、職務の内容並びに員数</p> <p>(4) 特定教育・保育の提供を行う日（法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この号において同じ。）及び時間並びに特定教育・保育の提供を行わない日</p> <p>(5) 第13条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額</p> <p>(6) 第4条第2項各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員</p> <p>(7) 特定教育・保育施設の利用の開始及び終了に関する事項並びに特定教育・保育施設の利用に当たっての留意事項（第6条第2項及び第3項に規定する選考方法を含む。）</p> <p>(8) 緊急時等における対応方法</p> <p>(9) 非常災害対策</p> <p>(10) 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>(11) 前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育施設の運営に関する重要事項</p> <p>第21条～第34条 (略)</p> <p>(特別利用保育の基準)</p> <p>第35条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教</p>	<p>(運営規程)</p> <p>第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。</p> <p>(1) 施設の目的及び運営の方針</p> <p>(2) 提供する特定教育・保育の内容</p> <p>(3) 職員の職種、保育士資格及び幼稚園教諭免許状の有無、職務の内容並びに員数</p> <p>(4) 特定教育・保育の提供を行う日（法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この号において同じ。）及び時間並びに特定教育・保育の提供を行わない日</p> <p>(5) 第13条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額</p> <p>(6) 第4条第2項各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員</p> <p>(7) 特定教育・保育施設の利用の開始及び終了に関する事項並びに特定教育・保育施設の利用に当たっての留意事項（第6条第2項及び第3項に規定する選考方法を含む。）</p> <p>(8) 緊急時等における対応方法</p> <p>(9) 非常災害対策</p> <p>(10) 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>(11) 前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育施設の運営に関する重要事項</p> <p>第21条～第34条 (略)</p> <p>(特別利用保育の基準)</p> <p>第35条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当</p>

改正後	改正前
<p>育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。</p>	<p>する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。</p>
<p>2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。</p>	<p>2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。</p>
<p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項に規定する特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、本章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「認定こども園又は幼稚園」とあるのは「特別利用保育を提供している施設」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの」とあるのは「同条第2号に掲げる小学校就学前子どもの」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。</p>	<p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項に規定する特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、本章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「認定こども園又は幼稚園」とあるのは「特別利用保育を提供している施設」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに」とあるのは「同項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの」とあるのは「同項第2号に掲げる小学校就学前子どもの」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。</p>

改正後	改正前
<p>(特別利用教育の基準)</p> <p>第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、本章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「法第19条第1号」とあるのは「法第19条第2号」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別</p>	<p>(特別利用教育の基準)</p> <p>第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、本章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「法第19条第1項第1号」とあるのは「法第19条第1項第2号」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに」とあるのは「同項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの」とあるのは「同項第1号に掲げる小学校就学前子どもの」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認</p>

改正後	改正前
<p>利用教育を受ける者を除く。）」とする。</p> <p>第37条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下とし、小規模保育事業A型（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第27条の小規模保育事業A型をいう。）及び小規模保育事業B型（同条の小規模保育事業B型をいう。）にあつては6人以上19人以下とし、小規模保育事業C型（同条の小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。）にあつては6人以上10人以下とし、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあつては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあつては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p>	<p>定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。</p> <p>第37条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下とし、小規模保育事業A型（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第27条の小規模保育事業A型をいう。）及び小規模保育事業B型（同条の小規模保育事業B型をいう。）にあつては6人以上19人以下とし、小規模保育事業C型（同条の小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。）にあつては6人以上10人以下とし、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあつては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあつては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p>



改正後	改正前
<p>第38条 (略)</p> <p>(利用申込みに対する正当な理由のない特定地域型保育の提供の拒否の禁止等)</p> <p>第39条 特定地域型保育事業者は、教育・保育給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用することができるよう、選考するものとする。</p> <p>3 前項の規定による選考は、同項に規定する選考方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で行わなければならない。</p> <p>4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供の体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る満3歳未満保育認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、第42条第1項に規定する連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。</p> <p>第40条～第50条 (略)</p> <p>(特別利用地域型保育の基準)</p> <p>第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育</p>	<p>第38条 (略)</p> <p>(利用申込みに対する正当な理由のない特定地域型保育の提供の拒否の禁止等)</p> <p>第39条 特定地域型保育事業者は、教育・保育給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用することができるよう、選考するものとする。</p> <p>3 前項の規定による選考は、同項に規定する選考方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で行わなければならない。</p> <p>4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供の体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る満3歳未満保育認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、第42条第1項に規定する連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。</p> <p>第40条～第50条 (略)</p> <p>(特別利用地域型保育の基準)</p> <p>第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域</p>

改正後	改正前
<p>事業の認可基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「法第19条第3号」とあるのは「法第19条第1号」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」とあるのは「同号又は同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「同号」とあるのは「同条第3号」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用</p>	<p>型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「法第19条第1項第3号」とあるのは「法第19条第1項第1号」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」とあるのは「同号又は同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「同号」とあるのは「同項第3号」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子</p>

改正後	改正前
<p>できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号アからウまでに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。</p> <p>（特定利用地域型保育の基準）</p> <p>第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を</p>	<p>どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号アからウまでに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。</p> <p>（特定利用地域型保育の基準）</p> <p>第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定</p>

改正後	改正前
<p>超えないものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第13条第4項第3号アからウまでに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。</p> <p>第53条～第56条 （略） 附則 （略）</p>	<p>員の総数を超えないものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第13条第4項第3号アからウまでに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。</p> <p>第53条～第56条 （略） 附則 （略）</p>